

「指定地域密着型通所介護」
さわやかりハビリティサービス大畠式番館
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第 4070404324 号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的	2
4. 運営の方針	2
5. 事業実施地域及び営業時間	3
6. 職員の配置状況	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
8. 苦情の受付について	7
9. 事故発生時の対応について	8
10. 緊急時における対処方法	9
11. 非常災害対策	9
12. 地域との連携など	9
13. 高齢者虐待防止の推進	9
14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	10
15. サービス利用に関する留意事項	10
16. サービス契約の終了	10

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 さわやか倶楽部
(2) 法人所在地 北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号
(3) 電話番号 093-551-5555
(4) 代表者氏名 代表取締役 山本 武博
(5) 設立年月 平成16年12月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所 (平成28年4月1日変更)
平成25年12月1日指定 福岡県 4070404324号
※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。
①個別機能訓練加算 (I イ)
②入浴介助加算
③介護職員処遇改善交付金加算(III)
※当事業所は、以下の減算があります。
①地域密着型通所介護送迎減算
- (2) 事業所の名称 さわやかりハビリティサービス大畠式番館
(3) 事業所の所在地 福岡県北九州市小倉北区大畠1丁目6-26
(4) 電話番号 (093) 522-0070
(5) 事業所長（管理者） 氏名 山中 由美
(6) 開設年月 平成25年12月1日
(7) 利用定員 18人 (地域密着型)

3. 事業の目的

(株) さわやか倶楽部が設置する「さわやかりハビリティサービス大畠式番館」(以下「事業所」という。)において実施する指定地域密着型通所介護事業(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、事業の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、その他の従業員(以下「介護職員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、要介護状態軽減若しくは悪化の防止に資するよう適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

4. 運営方針

本事業の介護職員等は、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事が出来るよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

「身体拘束ゼロへの手引き」、身体拘束禁止の対象となる具体的行為及び利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない旨の職員への周知、身体拘束廃止への取り組み、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合のその際の利用者等への心身の状況等の記録について指導を徹底するものとする。

<その他運営についての留意事項>

- (1) 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるも
とし、また、業務体制を整備する。
- ・採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - ・継続研修 隨時
- (2) 利用者に対するサービス記録のうち、保険給付に係るものについては、介護報酬
の根拠書類となるため、利用終了後 5年間記録を保存する。

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小倉北区・小倉南区・門司区・戸畠区・八幡東区
(利用者は原則、北九州市の被保険者とする)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(1月1日～1月3日を除く)
営業時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～金 9時30分～16時00分

6. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	合計	兼務状況
1. 管理者	1名	0名	1名	生活相談員
2. 介護職員	1名以上	2名	2名以上	
3. 生活相談員	1名	1名	1名以上	1名管理者
4. 看護職員	0名	1名	1名以上	機能訓練指導員
5. 機能訓練指導員	1名	1名	2名以上	1名看護職員

(1) 管理者 1名 (相談員兼務)

管理者は、事業所の介護職員等の管理及び実施状況の把握、その他の管理を一元に行うと共に適切なサービスが提供されるよう地域密着型通所介護計画の作成、居宅介護支援事業者等他の機関との連携調整を行う。

(2) 生活相談員 1名以上 (1名は管理者兼務)

生活相談員として、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用申し込みに関する調整、利用者及び家族の日常生活における指導及び生活全般にわたる問題の相談に応じる。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、指定地域密着型通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、地域密着型通所介護計画に基づき利用者に対し適切な介護を行う。また、健康チェック等により利用者の健康状態を把握する。

(4) 機能訓練指導員 2名以上 (1名は看護職員兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練等必要な援助を行う。個別機能訓練指導員は自立の支援と日常生活の充実に資するよう機能訓練計画を立て生活意欲が増進されるよう適切な訓練を行います。

(5) 看護職員 1名以上 (1名は機能訓練指導員兼務)

看護職員は、健康チェック等により利用者の健康状態を把握し利用者が各種サービスを利用するため必要な処置を行う。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間：8：30～17：30
2. 生活相談員	勤務時間：8：30～17：30
3. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30
4. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30
5. 機能訓練指導員	勤務時間：8：30～17：30

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについて、地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、自己負担分（「介護保険負担割合証」に記載された自己負担割合に応じて算出された金額）の額とする。

☆ 加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や 実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで地域密着型通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的サービス

①食事の介助

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

③送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

※送迎に際し危険回避の為に、やむを得ずチャイルドロックを使用し、安全を確保する場合がありますのでご了承ください。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、自己負担分（「介護保険負担割合証」に記載された自己負担割合に応じて算出された金額）の額をご負担いただきます。

①個別機能訓練加算（Iイ）

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

②入浴介助加算

- ・入浴又は清拭を行います。
但し、部分浴と清拭については加算の対象とはなりません。

③介護職員処遇改善交付金加算（I）

- ・長期的に介護人材の確保・定着の推進を図るため、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが出来るように一定の要件を満たした事業所に加算を行います。

④介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員定着率の向上とサービスの質を維持するため加算を行います。

減算

① 地域密着型通所介護送迎減算

- ・利用者の家族が送迎を行う場合など、なんらかの理由で事業所が送迎が行われなかつた場合、片道につき基本単位数から 47 単位の減算を行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

料金表(別表)によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（利用料金は、ご契約者の『要介護度』と『介護保険負担割合証に記載された自己負担割合』に応じて異なります。）

※2時間以上3時間未満ご利用の場合、算定要綱として退院後間もないなど心身共に長時間のサービス対応が困難などの要件がありますので、事前にケアマネジャーとの担当者会議で話し合いを行い算定することになります。

☆加算対象サービス

個別機能訓練（I イ）と入浴介助を利用される場合には1回あたり、それぞれ料金が加算されます。

料金表(別表)によって『介護保険負担割合証に記載された自己負担割合』に応じて異なります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいつたんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり 514 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことがあります。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

⑤通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要した交通費は、その実費を徴収します。

本事業所から片道 20 km未満 0 円

本事業所から片道 20 km以上の場合は 5 km毎に 50 円加算

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月 15 日までに請求させていただきますので、同月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

支払い方法

下記指定口座への振り込み

西日本シティ銀行 宇佐町支店 普通 3005927

名義：株式会社 さわやか倶楽部 代表取締役 山本 武博

但し、振込手数料は契約者の負担とさせて頂きます。

現金による支払い

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

- (5) 利用中の様子を弊社のブログや広報誌に掲載することがあります。
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。
- ①利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡をすること。
 - ②事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
 - ③その他のサービス利用者の迷惑となる行動を慎むこと。
 - ・飲酒・喫煙は禁止とする。
 - ・大きな声を発したり、暴力行為を行わないこと。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 山中 由美

[職名] 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30 ~ 17:30

○事業所の所在地 〒802-0044

福岡県北九州市小倉北区大畠1丁目6-26

○電話番号 (093) 522-0070 FAX (093) 522-8511

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北九州市小倉北区役所 保健福祉課高齢者・障害者 相談コーナー介護保険担当	所在地 〒806-8510 福岡県北九州市小倉北区大手町1-1 電話番号 (093) 582-3433 ファックス (093) 582-3459 受付時間 9:00~17:00
小倉南区役所 保健福祉課高齢者・障害者 相談コーナー介護保険担当	所在地 〒805-8510 福岡県北九州市小倉南区若園5丁目1-2 電話番号 (093) 951-1123 ファックス (093) 951-1024 受付時間 9:00~17:00
戸畠区役所 保健福祉課高齢者・障害者 相談コーナー介護保険担当	所在地 〒805-8510 福岡県北九州市戸畠区千防1丁目1番1号 電話番号 (093) 871-1501 ファックス (093) 871-4807 受付時間 9:00~17:00
八幡東区役所 保健福祉課高齢者・障害者 相談コーナー介護保険担当	所在地 〒805-8510 福岡県北九州市八幡東区中央1丁目1番1号 電話番号 (093) 671-0801 ファックス (093) 681-0314 受付時間 9:00~17:00
門司区役所 保健福祉課高齢者・障害者 相談コーナー介護保険担当	所在地 〒801-0833 福岡県北九州市門司区清瀧1丁目1-1 電話番号 (093) 331-1881 受付時間 9:00~17:00

福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地 〒812-8521 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 号 電話番号 (092) 642-7859 ファックス (092) 642-7857 受付時間 9：00～17：00
--------------------	--

9. 事故発生時の対応について

事故発生時	事故が発生した場合、速やかに協力医療機関等と連携を図り応急対応を行います。また、家族・居宅介護支援事業所等関係機関に連絡します。必要な場合、市町村に報告します。
賠償責任	サービスの提供にともなって当事業所の責任により、契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償致します。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。

10. 緊急時における対処方法

介護職員等は指定通所介護サービスの提供中に、ご契約者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに応急の処置を行い、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講ずる。

11. 非常災害対策

指定通所介護サービスの提供中に、火災等の非常災害が発生した場合、介護職員等は管理者の指揮のもとご契約者の非難誘導等適切な処置を講ずる。また、管理者は非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

12. 地域との連携など

地域密着型通所介護事業の適正な運営の確保とサービスの質の向上を寄与し、地域の開かれたサービスにするため、運営推進会議を設置する。おおむね 6 か月に 1 回以上開催し活動状況などを報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

13. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。(年 2 回)

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

15. サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

16. サービス契約の終了

契約者及び事業者は、利用契約書第6章15条から18条に則り、または利用者やその家族が本重要事項説明書14. サービス利用に関する留意事項に著しく反したときサービス契約を解除することができる。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名

印

契約者代理人 住所

氏名

印

続柄 ()

別表1 注) 以下は、地域加算は7級地での加算です。(10.14で計算しています)

介護保険負担割合者証 1割の方

3時間以上4時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,218円	4,846円	5,475円	6,084円	6,722円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,796円	4,361円	4,927円	5,475円	6,049円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	422円	485円	548円	609円	673円

4時間以上5時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,421円	5,080円	5,739円	6,378円	7,047円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,978円	4,572円	5,165円	5,740円	6,342円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	443円	508円	574円	638円	705円

5時間以上6時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,661円	7,868円	9,085円	10,271円	11,498円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,994円	7,081円	8,176円	9,243円	10,348円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	667円	787	909円	1,028円	1,150円

6時間以上7時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,874円	8,122円	9,379円	10,636円	11,884円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,186円	7,309円	8,441円	9,572円	10,695円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	688円	813円	938円	1,064円	1,189円

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

★下記自己負担金額は1回につき加算されます。

加算対象サービス	入浴介助	個別機能訓練Ⅰイ
1. サービス利用料金	405円	567円
2. 介護保険から給付される金額	365円	510円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	40円	57円

★介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

別表 1 注) 以下は、地域加算は7級地での加算です。(10.14で計算しています)

介護保険負担割合者証 2割の方

3時間以上4時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,218円	4,846円	5,475円	6,084円	6,722円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,374円	3,876円	4,380円	4,867円	5,377円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	844円	970円	1,095円	1,217円	1,345円

4時間以上5時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,421円	5,080円	5,739円	6,378円	7,047円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,536円	4,064円	4,591円	5,102円	5,637円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	885円	1,016円	1,148円	1,276円	1,410円

5時間以上6時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,661円	7,868円	9,085円	10,271円	11,498円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,328円	6,294円	7,268円	8,216円	9,198円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,333円	1,574円	1,817円	2,055円	2,300円

6時間以上7時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,874円	8,091円	9,379円	10,636円	11,884円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,499円	6,497円	7,503円	8,508円	9,507円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,375円	1,625円	1,876円	2,128円	2,377円

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

★下記自己負担金額は1回につき加算されます。

加算対象サービス	入浴介助	個別機能訓練Ⅰイ
1. サービス利用料金	405円	567円
2. 介護保険から給付される金額	324円	453円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	81円	114円

別表 2 注) 以下は、地域加算は7級地での加算です。(10.14で計算しています)

★介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

別表1 注) 以下は、地域加算は7級地での加算です。(10.14で計算しています)

介護保険負担割合者証 3割の方

3時間以上4時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,218円	4,846円	5,475円	6,084円	6,722円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,952円	3,392円	3,832円	4,258円	4,705円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,266円	1,454円	1,643円	1,826円	2,017円

4時間以上5時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,421円	5,080円	5,739円	6,378円	7,047円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,094円	3,556円	4,017円	4,464円	4,932円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,326円	1,524円	1,722円	1,914円	2,115円

5時間以上6時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,661円	7,868円	9,085円	10,271円	11,498円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,662円	5,507円	6,359円	7,189円	8,048円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,999円	2,361円	2,726円	3,082円	3,450円

6時間以上7時間未満の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,874円	8,122円	9,379円	10,636円	11,884円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,811円	5,685円	6,565円	7,445円	8,318円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,063円	2,437円	2,814円	3,191円	3,566円

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

★下記自己負担金額は1回につき加算されます。

加算対象サービス	入浴介助	個別機能訓練Ⅰイ
1. サービス利用料金	405円	567円
2. 介護保険から給付される金額	283円	396円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	122円	171円

★介護職員処遇改善加算(Ⅲ)